

静岡県告示第477号

災害救助法施行細則による救助の程度等（平成6年静岡県告示第117号）の一部を次のように改正する。

令和5年8月4日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>1 救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 被災した住宅の応急修理</p> <p><u>ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</u></p> <p><u>イ 住宅の応急修理の対象は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできな</u></p>	<p>1 救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 被災した住宅の応急修理</p> <p><u>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u></p> <p><u>(7) 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。</u></p> <p><u>(i) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり50,000円以内とする。</u></p> <p><u>(ii) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</u></p> <p><u>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u></p> <p><u>(7) 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</u></p> <p><u>(i) 居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理</u></p>

い部分とし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(7) (4)に掲げる世帯以外の世帯 706,000円

(4) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円  
ウ 住宅の応急修理は、現物をもって行うものとする。

エ 住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内）に完了するものとする。

(7)～(13) (略)

のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

a bに掲げる世帯以外の世帯 706,000円

b 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円  
(7) 住宅の応急修理は、現物をもって行うものとする。

(4) 住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内）に完了するものとする。

(7)～(13) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則による救助の程度等の規定は、令和5年4月1日から適用する。